帰還困難区域(大熊町)に居住して兼業農家を営んでいた申立人夫らについて、平成２３年３月から令和元年１２月までの自家消費米・野菜の購入費用に係る農業損害（ただし、既払金を控除。）の賠償を認めるとともに、高額家財の財物損害に関し、その使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数（着物及びテーブル等は５０年、ピアノは４０年）を用いて算出した金額（ただし、既払金を控除。）による賠償を認めるなどした事例。

2101

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人Ｘ１（以下「申立人１」という。）、申立人Ｘ２（以下「申立人２」という。）、申立人Ｘ３（以下「申立人３」という。）、申立人Ｘ４（以下「申立人４」という。）、申立人Ｘ５（以下「申立人５」という。）及びＸ６（以下「申立人６」といい、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

１　和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目及び損害期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

２　和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第１項記載の各損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、合計金１３７４万７１９２円の支払義務があることを認める。

３　支払方法

（省略）

４　清算

申立人らと被申立人は、後掲記載の損害項目及び損害期間について、以下の点を相互に確認する。

ア　本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ　本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

５　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和６年８月２３日

（仲介委員　藤原　靖夫）

事件番号　R○年（東）第○号事件

項目	小項目	期間	和解金額
農業損害	米	平成２３年３月１１日～ 令和元年１２月３１日	530,000
	野菜	平成２３年３月１１日～ 令和元年１２月３１日	790,000
精神的損害	中間指針第五次追補第２の４の⑧	平成２３年３月１３日～ 同年４月２日 平成２６年３月１７日～ 平成２７年１０月３０日	1,000,000
	中間指針第五次追補第２の４の⑥	平成２３年９月１７日～ 平成３０年３月３１日	2,370,000
	中間指針第五次追補第２の４の⑦	平成２３年９月１７日～ 平成３０年３月３１日	2,370,000
	一時金		100,000
財物損害	別紙、物件目録記載の高額家財		1,686,393
	別紙、物件目録記載の農機具		4,900,799
損害額合計			13,747,192

別紙

物件目録（高額家財）

NO	品目	資産番号
1	テレビ･ブルーレイディスク	略
2	ピアノ	略
3	テーブル２	略
4	婚礼家具	略
5	留袖着物	略
6	喪服一式	略
7	着物	略
8	毛皮コート	略
9	着物	略
10	着物	略
11	着物	略

（別紙目録（農機具）省略）